

喜多方市農業振興協議会

水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の農業については、良質な水と肥沃な土壌により、農業生産額の 70%を占める水稻を中心に、グリーンアスパラガス、キュウリ、ミニトマトなどの野菜類のほか、トルコギキョウ、リンドウ等の花き類、東北地方で栽培面積 1 位を誇るソバや肉牛を中心とした畜産を組み合わせた営農が展開されている。

地域別にみると喜多方地区、熱塩加納地区、塩川地区を中心とした平坦部においては、日中ダム等の水利施設やほ場の整備等基盤整備が進んでいることや農業機械化の進展により、農作業の省力化が進み、水稻等の土地利用型農業に加え、畑や水田を活用したグリーンアスパラガス、ミニトマト、キュウリ等の野菜やトルコギキョウ等の花卉による営農が展開されている。

また、山都地区、高郷地区を中心とした山間部においては、ソバの栽培が盛んであり、機械化により水稻との組み合わせによる土地利用型農業の展開と、グリーンアスパラガスやキュウリ、ニラ等の野菜とリンドウ等の花卉を組み合わせた複合経営が展開されており、地域の特性を生かした、ワラビやゼンマイ等の栽培も盛んである。

本市農業が抱える課題は、経営規模が 2 ha 以下の農家が全体の約 8 割を占め、1 戸当たりの平均耕地面積は約 1.5ha と小規模で零細な農家経営となっており、農地の担い手への集積が進んでおらず、集落営農組織並びに法人化等の大規模経営、経営組織化が進んでいないことである。

また、農業就業人口においては、過去 20 年間で 3 割以上減少し、60 歳以上の占める割合は 60%を越え、担い手不足と高齢化が顕著になっており、今後もこの傾向は続くものと推測される。

さらに、国営総合農地開発事業によって造成された畑地や中山間の狭隘な地域、山際等の基盤整備がされていない地域等を中心に耕作放棄地や不作付地が増加傾向にあり、病害虫の発生等による周辺環境への悪影響や農地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

また、農業経営においては、米依存型農業からの脱却や効率的かつ安定的な農業経営体の育成が必要であり、農地の有効利用による生産性や所得の向上が必要である。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

平成 30 年産米からを目途に、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、行政・生産者団体・農家等が一体となって取り組む。

喜多方市においては、良質な水と肥沃な土壌を有効活用し、水稻を中心とした稲作経営が主体となっており、全国的に米どころとして高い評価を得ていることから、コシヒカリを中心に、近年需要の多いひとめぼれや他品種に比べ収量の多い「天のつぶ」等を推進する。

また、近年の需要減少を踏まえ、主食用米から備蓄米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲といった非主食用米への転換を図るとともに、酒どころ喜多方における地産地消の拡大のため、酒造好適米の作付けを推進する。

また、消費者の安全・安心志向の高まりから、有機栽培並びに特別栽培等の付加価値の高い米の作付けを拡大し、さらには、エコファーマー認証の取得を積極的に推進することにより、有利な販売戦略と環境にやさしい農業の展開を図る。

また、低コスト・省力化を図る観点から直播栽培やカントリーエレベーター等の利用推進を図るとともに、営農集団による集落営農の推進を図る。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

需要に応じた米生産を推進するため、生産体制の確立を検討する。

なお、地域流通における需要がないことから、全国流通に対応した生産体制の確立を検討する。

また、現時点では、異品種米の混合による品質低下、収量の確保、栽培技術の確立、飼料用米の保管場所等様々な課題があることから、今後、その課題解決に向けた検討会を開催しながら、多収性品種や低コスト生産技術の導入により生産の拡大を目指す。

イ 米粉用米

需要に応じた米生産を推進するため、市内製粉会社及び販売会社と連携した生産体制の確立を図るとともに、新商品の開発や6次産業化の取組を推進する。

なお、推進にあたっては、主食用品種に比べ収量の多い品種（多収性専用品種）による作付けを推進する。

ウ WCS用稲

近年、市内畜産農家における自給飼料の需要が拡大していることから、自給飼料の安定供給と堆肥等の資源活用を図り、耕畜連携の取組を推進する。

また、専用品種の導入や直播栽培の活用、畜産農家との連携による収穫作業の効率化により、生産性の向上や生産コストの削減を図る。

エ 加工用米

酒どころ喜多方における地産地消の拡大のため、市内酒造業者との契約を拡大し、清酒

の原料となる加工用米（掛け米）の作付けを推進する。

なお、推進にあたっては、多収で掛け米に向くチヨニシキ等による作付を推進し、複数年契約（３年以上）による安定的な取組を推進する。

オ 備蓄米

需要に応じた米生産を推進するため、主食用に代わる有効な作物として備蓄米の取組を推進する。

なお、推進にあたっては、栽培しやすく多収性の「天のつぶ」等による作付を推進する。

（３）麦、大豆、飼料作物

ア 麦

産地交付金を活用した集落営農組織等による団地化を推進し、ロットの確保と品質の向上と併せて機械化一貫体系による低コスト化を図る。

推奨品種としては、現行の主力である「ゆきちから」とする。

また、地元業者との連携により、ラーメン等地産地消への取組を強化する。

さらに、省力・収量向上のための技術的対策や品質向上のための技術的対策を推進することにより、所得の向上及び品質の向上を図る。

イ 大豆

産地交付金を活用した集落営農組織等による団地化を推進し、ロットの確保と品質の向上と併せて機械化一貫体系による低コスト化を図る。

推奨品種としては、現行の主力である「タチナガハ」と「あやこがね」とする。

大豆振興を図るには、有利な販売ルートの確立が必要であり、今後は地元実需者との連携による、とうふ製品やみそ製造等の商品開発と販売方法の検討、さらには、学校給食への提供等地産地消への取組を強化する。

さらに、省力・収量向上のための技術的対策や品質向上のための技術的対策を推進することにより、所得の向上及び品質の向上を図る。

ウ 飼料作物

産地交付金を活用して団地化を推進し、畜産農家への自給飼料の安定供給と堆肥等の資源活用を図るため、耕畜連携の取組を推進する。

また、専用品種の導入や直播栽培の活用、畜産農家との連携による収穫作業の効率化により、生産性の向上や生産コストの削減を図る。

（４）そば・なたね

本市においては全国有数のそばの産地となっているが、畑作物の直接支払交付金の交付対象の変更により、今後そばの作付面積が大きく変わる可能性があることから、集落営農組織への農地の集約化や産地交付金を活用した団地化を推進するとともに、排水対策や汎用コンバインの利用促進により、産地形成による生産の安定と農家所得の確保を図る。

なたねについても、産地の形成による生産の安定と農家所得の確保を図る観点から作付を推進する。

を図る。

また、そばについては、福島県オリジナル品種「会津のかおり」の作付けを推進する。

（５）野菜等

ア 園芸作物

需要に応じた米生産を推進するためには、米依存型農業からの脱却を促進する必要がある、そのために園芸作物の作付けを推進する。

また、安定した経営を図るために水稻との複合経営を推進し、本市の特色に即した収益性の高い作物を推進する。

水田の有する多面的機能を活用し、生産性の高い複合経営及び農業経営の安定を推進する観点から、産地交付金を活用し、以下に掲げる作物の生産に取り組む生産者を支援し、産地化を図る。

ａ アスパラガス

施設化や栽培技術の向上による高品質安定生産を推進する。

また、選果施設利用による調整作業の省力化や分業化により、産地の規模拡大を推進する。

ｂ きゅうり

栽培技術の向上と、耐病性品種の導入による長期安定生産を推進する。

また、安全・安心な産地化を図るため、施設化や防虫ネット栽培を導入するとともに、育苗・調整作業の省力化、分業化による規模拡大など効率的生産を推進する。

ｃ トマト・ミニトマト

作型分化による作期拡大により、長期安定生産体制を推進するとともに、栽培技術の向上による高品質安定生産を推進する。

また、育苗・定植・調整作業の省力化、分業による規模拡大など効率的生産を推進する。

ｄ にら

栽培技術の向上による高品質安定生産を推進する。

また、規模拡大及び機械化による調整作業の省力化を推進する。

ｅ ほうれん草

栽培技術の向上による高品質安定生産を推進する。

また、規模拡大及び機械化による調整作業の省力化を推進する。

イ 花卉（リンドウ、トルコギキョウ、ユーカリ等）

消費者ニーズを的確に捉えた品種の導入及び栽培技術の向上による高品質安定生産を推進する。

ウ 果樹（洋ナシ、柿、栗、リンゴ等）

適地性を考慮するとともに消費者ニーズに対応した優良品種の導入及び栽培技術の向上による高品質果実生産を推進する。

エ 地力増進作物・景観形成作物

耕作放棄地等の発生を防止し、良好な農村環境の保全向上を図るため、地力増進・景観形成作物の作付けを推進する。

（６）不作付地の解消

担い手不足と高齢化により、今後も不作付地が増加すると予想されることから、人・農地プランに位置付けられた担い手への農地集積や農地中間管理機構を通じた農地の集積を図る。

また、耕作が難しい休耕地等については、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用し、農地の再生利用を図る。

現在、不作付地等が 373ha となっているが、平成 28 年度には 300ha となるよう不作付地の改善計画等を基に改善を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 25 年度の 作付面積 (ha)	平成 27 年度の 作付予定面積 (ha)	平成 28 年度の 目標作付面積 (ha)
主食用米	5,578	5,437	5,422
飼料用米	14	25	30
米粉用米	7	7	7
WCS用稲	68	73	76
加工用米	48	48	60
備蓄米	76	250	250
麦	12	15	16
大豆	41	41	43
飼料作物	72	79	82
そば	497	472	472
なたね	1	1	2
その他地域振興作物	283	297	310
振興作物	128	130	136
（アスパラガス）	(89)	(89)	(91)
（きゅうり）	(15)	(16)	(17)
（トマト、ミニトマト）	(21)	(22)	(23)
（にら）	(2)	(2)	(3)
（ほうれん草）	(1)	(1)	(2)
園芸作物	142	148	154
（野菜）	(105)	(109)	(112)
（花卉）	(15)	(15)	(16)
（果樹）	(20)	(21)	(22)
（その他作物）	(2)	(3)	(4)
地力増進作物	9	11	12
景観形成作物	4	8	8
計	6,697ha	6,745ha	6,770ha

※ 作付（予定）面積については、二毛作分も含めた面積。

※ 作付面積については、小数点以下は切り捨て、1ha 未満の作物については切り上げ。

4 平成 28 年度に向けた取組及び目標

取組番号	対象作物	取組	分類※	指標	平成 25 年度 (現状値)	平成 27 年度 (予定)	平成 28 年度 (目標値)
1	振興作物	振興作物の作付推進	ア	作付面積 (ha) 生産量 (t)			
	(アスパラガス)				83ha 401t	83ha 401t	86ha 415t
	(キュウリ)				14ha 705t	14ha 705t	16ha 805t
	(トマト・ミニトマト)				20ha 1,236t	20ha 1,236t	22ha 1,359t
	(ニう)				2ha 57t	2ha 57t	4ha 114t
	(ホウレンソウ)				1ha 12t	1ha 12t	2ha 24t

※ 作付面積については、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金の対象面積であり、「3 作物ごとの作付予定面積」の内数である。

※「分類」欄については、要綱（別紙 11）の 2（5）のア、イ、ウのいずれに該当するか記入して下さい。（複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか 1 つ記入して下さい。）

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり